

豊岡市長 中貝宗治様

豊岡市と豊岡市障害者自立支援協議会との連携推進に関する提言

平成 27 年 10 月 23 日

豊岡市障害者自立支援協議会

はじめに

平成 17 年度に新「豊岡市」（以下、豊岡市）が発足して以来、北但療育センター、豊岡市役所食堂、市営住宅を転用したグループホーム、授産商品展示会等、障害者に対する施策が充実してきました。また、障害者福祉計画や地域福祉計画等の行政計画策定に際して、ワークショップやグループインタビューが定期的に実施されており、障害者が自らの見解を述べる機会は充実しつつあります。さらに、障害者関連の審議会等の議事録、障害者移動支援のガイドライン、指定管理者制度による障害者施策の運営状況など、障害者施策に関する情報公開も進んでいます。

しかし、以上のような着実な進展はありつつも、障害者の多くは、生きづらさを抱えています。豊岡市障害者自立支援協議会（以下、本協議会）は、議論を積み重ねた結果、地域生活や就労に関する課題を以下の通り抽出しました。豊岡市が本協議会と今まで以上に連携をして、これらに取り組まれることを提言します。

1. 住宅政策やコミュニティ政策と連携した、安全で安心できる地域生活

- ・既存の見守りのネットワークを機能させるとともに、定期的に検証をして、改善に努める。
- ・一般の賃貸住宅あるいはグループホーム等、障害者の居住の場の確保につとめる。この問題の解決に際して、公営住宅の空室の活用が有効と考えられる。

2. 精神障害者の地域移行

- ・豊岡市訪問看護ステーションと関係機関のネットワークの構築と精神科訪問看護の充実をはかる。
- ・精神障害者の長期入院を生み出さないために、地域生活支援がスムーズに行われるよう高年介護課及び地域包括支援センターと協力していく体制作りをする。
- ・「公的保証人制度」の創設を検討するために、関係部署からなるプロジェクトチームを立ち上げる。
- ・不動産業者や家主等を対象に、精神障害者の入居に関する理解をうながし、

不動産業者・家主等と関係機関が協力連携体制を構築するための要綱作成と具体的な取り組みを行う。

3. 障害者の就労支援

- ・障害者の就労を促進するには、市内の民間事業者の障害者への理解の促進が不可欠であるために、各事業者が作る諸団体や組合と協力する。これは、改正施行される障害者雇用促進法に対する、各事業者のコンプライアンスにとっても有効と考えられる。
- ・障害者の就労を支援する事業所の職員等のスキルアップに対するバックアップに努める。

4. 障害者本人の活動あるいは意見表明の場の一層の充実

5. 障害者の家族の支援

- ・障害者の家族が相談しやすい環境を整えるために、既存のリーフレット等を定期的に検証して、改善に努める。
- ・障害児者の家族同士がサポートグループを作ることを希望する際には、自主性や自律性を尊重しつつも、活動の場所の提供等の支援をする。また、家族等が必要に応じて、研修、市内外の専門家とのつながりを作ったりすることを支援する。

6. コミュニティと公共交通政策

- ・障害者や高齢者等の移動困難者が、既存の公共交通機関のネットワークをより使いやすくなるような取り組みを進める。

7. 障害者差別解消法に関する正しい理解と着実な施行の準備

8. 重症心身障害者が地域でより安心して生活できる支援体制の検討

おわりに

上記の提言の推進には、豊岡市と本協議会のみならず、多様な行政機関、部署、営利あるいは非営利の組織間のつながりが求められます。現行の地域福祉計画からもうかがうことができるよう、コウノトリの野生復帰に発する環境政策は、兵庫県と豊岡市等の行政、民間事業者、住民組織、学術機関との連携の好事例であり、その手法は、上記の提言を進めるうえで大いに参考になることを申し添えておきます。